各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について(通知)

改正 平成6年2月15日消防予第35号

自動火災報知設備の設置に係る感知器の選択については、「自動火災報知設備の 感知器の設置に関する選択基準について」(昭和60年6月18日付け消防予第77 号)に基づき運用しているところであるが、平成3年6月1日に「消防法施行規則及 び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」(平成3年自治省令第20号) が施行され、自動火災報知設備の感知器に新たに炎感知器の使用が可能となったこ とに伴い、自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準の全部を別添のよ うに改めることとした。

ついては、自動火災報知設備の感知器の設置については、今後、改正後の基準に 基づき、適切な指導をお願いする。

なお、貴管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

別添

自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準

第1 選択基準

自動火災報知設備の設置に係る感知器の選択は、消防法施行規則(以下「規則」 という。)第23条第4項から第7項までの規定によるほか、その運用に当たっては、 次により設置場所の環境状態に適応する感知器を選択するよう指導すること。

1 多信号感知器又は複合式感知器以外の感知器の設置について

ア 規則第 23 条第 4 項第 1 号二(イ)から(ト)まで及び同号ホ(ハ)に掲げる場所に 設置する感知器は、別表第 1 によること。

イ 規則第 23 条第 5 項各号又は第 6 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場所のうち、別表第 2 の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第 23 条第 5 項各号に掲げる場所にあっては同表中の適応煙感知器又は炎感知器を、規則第 23 条第 6 項第 2 号又は第 3 号に掲げる場所にあっては同表中の適応熱感知器、適応煙感知器又は炎感知器を設置すること。

なお、煙感知器を設置したのでは、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態にある場所にあっては、規則第23条第4項

第 1 号二(チ)に掲げる場所として同表中の適応熱感知器又は炎感知器を設置すること。

2 多信号感知器及び複合式感知器の設置について

多信号感知器及び複合式感知器の設置については、その有する種別、公称作動温度又は当該感知回路の蓄積機能の有無の別に応じ、そのいずれもが1により適応感知器とされるものとすること。

第2 選択基準の運用

- 1 別表第1及び別表第2に示す設置場所については、環境状態が類似する場所であれば、具体例以外の場所であっても本基準を適用して差し支えないものであること。
- 2 既に設置されている感知器で非火災報が多く発生する感知器又は失報のおそれのある感知器については、本基準に準じて感知器の取換えを指導すること。

第3 その他

この基準の施行に伴い、「自動火災報知設備の感知器に関する選択基準について」(昭和60年6月18日付け消防予第77号)は、廃止するものであること。

	設	置	場	所			,	適	心	熱	感	知	器		-	
環	境状	態	具	体	例	式ボ	スッ型2	式布 1	分型 2	式ポト	スッ型	式	1	烈ナグスッ型アロ式ポト	感知	備考
規則第二十三条第四項第一号ニ(1)から(1)までに掲げる場所及び同号ホ(1)に	い粉多滞留	がた	所所室製	み 荷塗紡・加集 一番 石 コ	捌装・材									•		16階上器らが視等条感の を部がじ 知上はがの るし 等る設感で下式ある以しり、のをな、がにを知で差設に侵た差器感、侵で定場い紡火おけ知公のスっ設下いり、別の無部設い炎著つ適器あ動けじ入も動又知じ入あ温合こ績災そる器称もポて定とこの無いが、けれに難、、で。型は、揩るっ式け、構。器種 の急る、て度ア感表度の規考、のをな、がにを知で差設に侵た差器感、侵で定場い紡火おけ知公のスっ設下いり、別の生活にない。 と知られてよな令適き 感、微麗ことスる微造 をが 加速場定は75ナ知示をが現場に対しては2000年ででは1000円ででは1000円でででは1000円でででは1000円ででででは1000円でででででは1000円でででででででででは1000円でででででででででは1000円でででででででででで
に掲げる場所	がまたれ	気量留場	燕室室室室等	気脱湯消	净衣沸室						man or three drawneds with the facility of the first of the read to convey of the first of the facility of the					1 差動式分布型感知器型感知式分布型感知者型感知者 (1) 大久 (1

									い措置を講じたもので おる補こと。 3 補器、アナ型器、 知器、アナ型器、 対型器、アナリン は型器、アナリン は型器、アナリン は型点では、 は型を使用する で で で で の で の で の の の の の の の の の の の の の
腐ガ発るれる 食み生おの場	メッパッパッパッパラスの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	×	OX.	X	×	0	0	×	1 を部が受部しの 知はト合状耐る るし を部が受部しの 知は上台状耐る と
厨の常お煙留場 の常お煙留場	厨房室、調理室、溶接 作業所等	××	××	×	×	00	0	×	厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
著高な 高な 所	乾燥室、水 燥室、ボ 海室、ボ り り り り り り り り り り り り り り り り り り り	××	××	×	×	00	0	×	
排ス量留場 知る がとす所	駐庫扱路電ッドン等 車、、室々、テ 車、、室々、テ ルカージ室	00	oc	X	0	×	0	0	1 規第23条第5項第 第5項第 第3条にび条第5項第 第3名を設立の 第3名を設立の 第3名をはない 第3名をはない 第3名をはない 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる 第3名をなる。 第3名をなる 第3名を 第3名を 第3名を 第3名を 第3るを 第3ると 第3ると 第3ると 第3ると 第3ると 第3ると 第3ると 第3ると

Apr.	+					合は、火災表示に係る 設定表示温度は60℃以 下であること。
煙量入おの場 がにすそあ所	配房厨るダタ周及食室前内品ウ、の通等家に庫エ厨廊路	occ.			O×	1 が野宝のと がて使 ア感、表あのと 通は用 ナ知火示る の 別、定な記がを表度と の 別の による の 別の による の 別の にない の の にいる の の の の の の の の の の の の の の の の の の の
結路が 発生場所	スはい倉場ー機納さ倉室と鉄た庫、ジ専室れ庫の一板屋・パ型用、た、周トで根・ッ冷の密地冷辺を積がりません。	××C	X		O×	1 補償式スポット型感 大型器スポート型器スポート型器スポート型器スポークの は一般を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現である。 2 一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、一個などのでは、またが、は、またが、は、などのでは、またが、は、などのでは、またが、は、などのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない
火用設火露るがらい所 をす備炎出も設れる	ガ揚ボ揚作房所等 スュあ溶、 造 ラキの、所鋳鍛 で、ラ所業、 造 がある。	×××	×××	00	O×	

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 - 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近 (炎感知器にあっては公称監視距離の範囲)が、「環境状態」の欄に掲げる ような状態にあるものを示す。
 - 3 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が 良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあること に留意すること。
 - 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用 できること。
 - 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、 そのいずれもが別表第1により適応感知器とされたものであること。

設置	場所	;	商応	熱感	知器	P.	ž	6 応	煙	感	如果	8			
環境状態	具体例	ユ ホッ	八 分	補式ポト		ナグスポ	プル式ス	スポッル	アナログ	ノロ式ポトナグスッ型	新型	光アロ式離	感	備	考
要よがすう気い 煙る滞るなの場 に煙留よ換悪所	会室接休室室屋楽喫室食待室+-客集場会、室、、、室、、室、、、、室、、バ等室、場議応、憩控楽娯、茶飲、合キレの、会宴等	0	0	0				0*		0*	0	0			
就設です所をしてまり	ポの室泊仮等 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・						0*	0*	0*	0*	0	0			
煙の子遊い所 以後がしる がしる が	廊下、 通路等						0*	0*	0*	0*	0	0	0		
風響けい 影受す所	ロー拝観場屋る室ビ礼、覧塔あ械		0					0*		0*	0	0	0		3
煙いをし知到る が距移で器達場 長離動感にす所	室階傾路レタ路 ペイア等													式ッ感又電ロ	電ボ型器光ナ式ッ

					0	0	0	0		ト知設場は該器に機有いと型器け、、感回蓄能し、感感をる合当知路積をなこ
燻災とおの場所 の場所	電械通室算室械室体验話室信、 、制等機、機電機機御 育品				0	0	0	0		
大で天高とよ及がす所置つがこに熱煙散場	体館空格庫天倉工観上で器けが一以場 、機 、井庫場覧部感取高8ト上所育航の納高の・、席等知付さメルの	0					0	0	0	

- 注1 〇印は当該設置場所に適応することを示す。
 - 2 ○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に 蓄積機能を有することを示す。
 - 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近 (光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離 の範囲)が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 - 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式(当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの)の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 - 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 - 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
 - 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあっては15メートル未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあっては20メートル未満の天井高さで設置するものであること。
 - 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、 そのいずれもが別表第2により適応感知器とされたものであること。